

不要財産の国庫納付について

1 概要

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に対する運営費交付金については、独立行政法人会計基準に基づき、各中期目標期間終了時に精算を行うこととなっている。このため、機構では、第1期中期目標期間（平成15年度～平成19年度）の運営費交付金の精算を行っているが、その結果、保険勘定の業務経理において520千円の残額が発生しているため、独立行政法人通則法（平成22年11月改正。以下「通則法」という。）に基づき、不要財産として国庫納付するもの。

2 経緯

- (1) 機構の保険勘定の経理については、業務に関する事務の処理に係る経理（業務経理）とその他の経理（給付経理）とを区分して整理しなければならない、とされている（財会省令第11条）。
- (2) 機構の保険勘定に係る運営費交付金については、第1期中期目標期間終了時の精算処理により、業務経理において520千円の残額が生じているが、当該残額の処理は、通則法に基づき、保険勘定全体（業務経理及び給付経理）の損益計算では損失が生じているため、積立金ではなく、繰越欠損金として整理している（通則法第44条第2項）。
- (3) 上記(1)により、運営費交付金が充てられないこととなっている給付経理では、当該経理にかかる繰越欠損金の補填のために、業務経理における当該残額を振り替えることはできないため、業務経理内において使途がない状態で留保されている。
- (4) 平成22年11月の改正通則法の施行により、「保有する資産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第46条の2、（省略）の規定により、当該財産を処分しなければならない」（通則法第8条第3項）とされたことを受け、当該残額を不要財産と認め、国庫納付を行うもの。

3 添付資料

- (1) 参照条文（別紙1）
- (2) 平成24年3月8日付経経第0308001号「認可申請書」（別紙2）

○独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）

（財産的基礎等）

第八条

（略）

- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（略）

- 5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

（略）

- 5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（略）

○独立行政法人福祉医療機構法（平成14年12月13日法律第166号）

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（略）

- 十 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に関する業務を行うこと。

(略)

(区分経理)

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(略)

三 第十二条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(略)

(積立金の処分)

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(略)

4 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

(略)

○独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年9月30日厚生労働省令第148号）

(区分経理の方法)

第十一条 機構は、機構法第十五条第二号に掲げる業務に係る勘定（以下「第二号勘定」という。）及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定（第十五条第二号及び第十六条において「第三号勘定」という。）の経理については、それぞれの勘定における業務に関する事務の処理に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

経 経 第 0308001号
平 成 24年 3月 8日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長 野 洋

政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項の規定に基づき認可を受けたく、申請いたします。

(1) 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
現金及び預金

(2) 不要財産と認められる理由

当該財産は、当機構の前中期目標期間の最終事業年度である平成19年度において、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第15条第3号に掲げる業務に係る勘定（以下「保険勘定」という。）の業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務相当額であり、これを今中期目標期間における保険勘定の業務運営の財源に充てるものではないことから、不要財産と認められるもの。

(3) その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

取得の日及び申請の日	不要財産の帳簿価額
取得日（平成20年3月31日）	520,631円
申請日（平成24年3月8日）	520,631円

(4) 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

当該不要財産の取得に係る支出の額	会計の区分	支出形態
520,631 円	一般会計	運営費交付金

(5) 現物による国庫納付の予定時期

平成24年4月